

港区主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

1 目的

東京都主任介護支援専門員研修実施要綱（平成 18 年 8 月 22 日付 18 福保高介第 373 号）3（4）イの質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントに資することが期待できる者を推薦するための基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

下記(1)必須要件及び(2)任意推奨要件に該当した上で、総合的な活動状況等が推薦に該当すると港区が認めた者を東京都へ推薦する。

(1) 必須要件

ア 事業所の要件（事業所の適格性の確認）

(ア) 事業所の实地検査（都、保険者の实地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

(イ) 集団指導に参加していること。

イ 受講を希望する介護支援専門員(以下、「受講希望者」という。)の要件 他道府県から登録移転（転入）をした者は、規定中の「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えるものとする。

(ア) 東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備のないこと。

(イ) 都内の地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること。

(ウ) 当該研修修了後、最低 1 年間は、引き続き港区内の事業所で働く予定があること。

(2) 任意推奨要件

ア 港区内の事業所において介護支援専門員実務経験が 2 年以上あること。

イ 受講希望者が、港区介護事業者連絡協議会及び居宅介護支援部会の主催する会議や研修等の活動に積極的に参加していること。

ウ 受講希望者が、受講申込日の属する年度の前年度までのケアプラン評価事業において評価委員を務めたことがあること。

エ 受講希望者が、港区が主催する研修会や講演会等に参加していること。

オ 受講希望者が、所属する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、指導的な立場にあること。

カ 所属する事業所が、過去 3 年間以内に東京都福祉サービス第三者評価を受審していること。

3 審査

提出書類及び書類提出時の聞き取りにより、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で審査を行い、東京都へ推薦する。提出書類のうち、港区が定めるものは別紙1のとおり。

4 研修修了後の協力

受講希望者及び受講希望者が所属する事業所に対し、港区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は、以下の協力を行うよう要請する。

- (1) 港区が行う事業に派遣依頼があった場合は協力すること。
- (2) 港区及び高齢者相談センター等からの支援困難事例の受け入れについて積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

